

資料3-E①(1) 永続性確認の覚書

J-VER 森林管理プロジェクトにおける プロジェクト対象地に関する永続性確認覚書

オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく申請に関して、プロジェクト代表事業者である八頭中央森林組合（以下「甲」という。）と、プロジェクト実施地の土地所有者である前田敬（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意した。

記

- ① 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）及び不適切な主伐（方法論 R001 ならびに R002 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- ② 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。

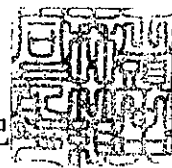
以上を合意した証として、本書面を 2 通作成し、各々 1 通を所持する。

平成 25 年 1 月 21 日

甲 住所 鳥取県八頭郡八頭町郡家 763-10

氏名 八頭中央森林組合

代表理事組合長 前田 幸己



乙 住所 鳥取県鳥取市佐治町大井 202

氏名 前田 敬



資料3-E①(2) 永続性確認の覚書

J-VER 森林管理プロジェクトにおける プロジェクト対象地に関する永続性確認覚書

オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく申請に関して、プロジェクト代表事業者である八頭中央森林組合（以下「甲」という。）と、プロジェクト実施地の土地所有者である遠藤裕治郎（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意した。

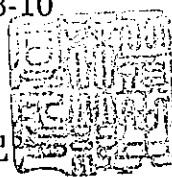
記

- ① 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）及び不適切な主伐（方法論 R001 ならびに R002 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- ② 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。

以上を合意した証として、本書面を 2 通作成し、各々 1 通を所持する。

平成 25 年 1 月 16 日

甲 住所 鳥取県八頭郡八頭町郡家 763-10
氏名 八頭中央森林組合
代表理事組合長 前田 幸己



乙 住所 鳥取県鳥取市佐治町栃原 66
氏名 遠藤 裕治郎

